

厚木市街頭消火器設置基準及び維持管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害及び一般火災等発生時における初期消火に、自主防災隊及び地域住民等が使用し、火災の拡大防止を図るため、市が街頭に設置する消火器（以下「街頭消火器」という。）の設置基準及び維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消火器 薬剤3.5キログラムの粉末消火器をいう。
- (2) 格納箱 街頭消火器を環境の変化から保護するための容器をいう。

(設置区域)

第3条 街頭消火器の設置区域は、市内全域とする。ただし、法令等により消火器の設置が義務付けられている場所及び公園、空地等家屋が存在しない地域は除く。

(設置基準)

第4条 市街地に街頭消火器を設置する場合の設置間隔は、120メートルとする。ただし、住宅の密集状況、地形等を勘案し、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(設置方法)

第5条 街頭消火器は、移動式の格納箱に納め、道路に面した民地の目立つ場所に、容易に使用することができ、かつ、通行等の障害にならない状態で設置するものとする。

(申請方法)

第6条 街頭消火器の設置を希望する自主防災隊長は、街頭消火器設置申請書（第1号様式）に設置を希望する場所の街頭消火器設置土地承諾書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第7条 街頭消火器の維持管理は、防災主管課が行うものとし、自主防災隊長は、街頭消火器が破損し、盗難され、又はいたずら等されていることを確認した場合は、防災主管課に通報するものとする。

2 自主防災隊長は、次に掲げる事項を実施し、及び協力するものとする。

- (1) 地域内の街頭消火器の定期的巡回に関する事。
- (2) 市が実施する街頭消火器に関する調査及び点検に関する事。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

街頭消火器設置申請書

平成 年 月 日

(あて先)
厚木市長

申請者 自主防災隊名

自主防災隊長名

次のとおり街頭消火器の設置を申請します。

No.		設置申請箇所
1	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
2	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
3	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
4	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
5	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：

※街頭消火器設置土地承諾書（第2号様式）を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

街頭消火器設置土地承諾書

街頭消火器の設置に伴う土地使用について承諾します。

平成 年 月 日

（あて先）
厚木市長

承諾者 住 所 _____
氏 名 _____ 印